

1. 履修手続き及び教員免許状の授与について

学校の教員になるためには、教員免許状が必要です。この免許状を取得するために開設されているのが教職課程です。教員免許状を取得するためには、国の定める「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行細則」に規定されたルールに従い、特定の科目の単位を履修・修得しなければなりません。

人間開発学部では免許取得に必要な科目の多くを要卒の学部専門科目として開講していますが、要卒外の自由科目として開講するものもあり、また取得を希望する免許によって、必要科目は大きく異なります。

本章の記述を熟読するのはもちろん、定期的に開催される説明会・ガイダンスなどには必ず出席して、教員免許状取得のルールを理解し、計画的な履修を心がけて下さい。

1-1. 履修手続

1) 履修届

履修登録の際、取得希望教科（教職・資格欄）および、各自が履修しようとする教職課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。

ただし、一定の基準（GPA など）により、履修を制限する場合があります。

2) 教職課程費納入

教職課程を受講するには授業料の他に「課程費」が必要です。納入時期は1年次後期及び3年次前期の2回を予定しています。納入期日、金額等については、「履修に関する説明会」及び掲示にてお知らせします。なお、一度振り込まれた諸費用については、返却しません。

3) 本課程は卒業要件に含まれる科目と要卒単位外の自由科目により構成されていますので注意してください。なお、自由科目は年次別履修制限単位の枠外となります。

1-2. 掲示

諸手続および、伝達事項等については、たまプラーザ事務課掲示板、大学ホームページ又はK-PITで案内します。

http://www.kokugakuin.ac.jp/qualification/bun10_00004.html

1-3. 教員免許状の授与

教員免許状は所定の単位を修得した後、各都道府県教育委員会に申請することによって授与されます。本学が発行するものではありません。

なお、下記のいずれかに該当する場合、教員免許状は授与されません。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

1-4. 教員免許状の申請方法

1) 一括申請による授与

本学では、4年次生で卒業時に教職課程の所定の単位を修得出来る見込みのある者を対象に、大学が一括して神奈川県教育委員会に申請し、教員免許状の授与を受ける制度を採用しています。一括申請は4年次に申込手続きが必要となりますので、たまプラーザ事務課の指示に従ってください。この場合、教員免許状は卒業式当日に交付されます。

2) 個人申請による授与

個人で免許状の申請を行う場合には、卒業後に申請者の住所地にある都道府県の教育委員会に各自で申請手続きを行い、場合によっては検定を受けることになります。

▼個人申請の方法

- ① 申請する都道府県の教育委員会に問い合わせ、申請書類を受け取る。
- ② 大学の教務課で修得単位等の証明を受ける。
- ③ 必要書類をそろえて教育委員会に提出する。

1-5. 科目等履修生

学部卒業までに教員免許状を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として登録した上で、必要単位を修得し、免許状を取得する方法があります。希望者は、手続要項をお渡ししますので4年次の3月以降に教務課へ申し出てください。

2. 取得できる教員免許状の種類及び教科

本学では、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭一種免許状が取得できます。取得できる(1)基礎免許の種類及び教科は、学部・学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことで、下表の(2)副免許、もしくは(3)異なる学校種の副免許、を取得することも可能です。

適用される教育職員免許法上の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。P65以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

学 科	(1) 基礎免許 [5 条別表 1]		(2) 副免許 [6 条別表 4]		(3) 異なる学校種の副免許 [施行規則第 6 条第 1 項 付表備考 12]	
	中学校	高等学校	中学校	高等学校		
健康体育	保健体育	保健体育	英語・社会	英語・地理歴史・公民	小学校	幼稚園
初等教育	小学校	幼稚園			中学校	高等学校
					国語・英語 社会・保健体育	国語・英語・ 地理歴史・ 公民・保健体育
子ども支援		幼稚園				

※上表の(2)副免許または(3)異なる学校種の副免許の課程を受講するには、まず各自の所属学科における(1)基礎免許を履修し、さらに大学によって定められた条件を満たさなければなりません。

基礎免許を取得せずに、副免許の課程のみを受講することはできません。

受講希望者は、次ページ以降に記載された履修方法・条件をよく確認の上で、受講してください。

2-1. 基礎免許教科の取得について

基礎免許は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず**基礎免許**を受講しなければなりません。P67以降に従って 59 単位（幼稚園は 51 単位）以上を履修してください。

注）基礎免許教科については、免許状の一括申請ができます（上表参照）。

2-2. 副免許教科の取得について

副免許は、他学科の科目を履修することにより、同じ学校種（中学校なら中学校、高等学校なら高等学校）の他教科の免許状を取得することができるものです。各自の所属学科の基礎免許履修していることが受講の条件となります。

例：健康体育学科生が「中学校の英語」を受講する場合、「中学校の保健体育」を履修していること（「高等学校の保健体育」のみでは不可）。

【必要単位】

副免許を取得する場合、**基礎免許**の免許状の取得が前提となりますので、取得が必要な単位は、「教職に関する科目」の教科教育法および該当教科の「教科に関する科目のみとなります。

「教科に関する科目」を受講する学科は指定されていますので、『7. 「教科に関する科目」の本学での授業科目および履修方法』の指示に従って受講してください。

2-3. 異なる学校種の副免許の取得について

異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる基礎免許とは異なる学校種の免許（基礎免許が中・高なら幼・小免許、基礎免許が幼・小なら中・高免許）を指します。履修に当っては以下の条件を満たす必要があります。

▼ 健康体育学科の学生が、小学校・幼稚園課程の受講を希望する場合

【小学校・幼稚園課程受講のための条件】

- 1) 各自の所属学科の(1)基礎免許(中学校)を履修中であること
- 2) 2年次終了までの成績におけるGPAが 2.20 以上 であること
- 3) 小学校・幼稚園用 課程費の納入

▼ 初等教育学科の学生が、中学校・高等学校課程の受講を希望する場合

【中学校・高等学校課程受講のための条件】

- 1) (1)基礎免許(小学校)を履修中であること
- 2) 中学校・高等学校用 課程費の納入

【必要単位】

異なる学校種の副免許を取得する場合、法令にもとづき、基礎免許を取る際に修得した「教職に関する科目」の単位の一部を流用することができます。ただし、流用できない科目の単位は再度取り直さなければなりません。（履修の方法については P73～75 参照）

2-4. 副免許および異なる学校種の副免許を取得する場合の注意

▼一括申請

副免許および異なる学校種の副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

▼卒業時の免許取得

副免許および異なる学校種の副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位を全て取得できない場合があります。

▼介護等体験

既に実施済の場合、再度行う必要はありません。（要証明書）

▼教育実習

異なる学校種の副免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、もう一度教育実習を行う必要があります。（P75 【異なる学校種の副免許】取得に係る教育実習の項 参照）

3. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法（以下教員免許法）に則って定められています。法令上大学において修得することを必要とする最低修得単位数を基に、本学で定める各授業科目の必要修得単位について記します。

3-1. 基礎免許

① 「教員免許法施行規則第 66 条の 6」に定める科目

科 目	単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2
必要単位数合計	8

② 「教員免許法第 5 条別表 1」に定める要件

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			
	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状
基礎資格	学士の学位を有すること（＝卒業）			
教科に関する科目	8	20	20	6
教職に関する科目	41	31	23	35
教科又は教職に関する科目	10	8	16	10
必要単位数合計	59	59	59	51

③ 「教員免許法第 5 条別表 1」に基づく本学での修得単位表

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			
	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状
基礎資格	学士の学位を有すること（＝卒業）			
教科に関する科目	8	20	20	初等教育学科 6 子ども支援学科 12
教職に関する科目	45	保健体育 35 上記以外 31	保健体育 33 上記以外 23	初等教育学科 35 子ども支援学科 37
教科又は教職に関する科目＊	6	保健体育 4 上記以外 8	保健体育 6 上記以外 16	初等教育学科 10 子ども支援学科 2
必要単位数合計	59	59	59	51

*注)「教科または教職に関する科目」の詳細については、P85（子ども支援学科は P72）を参照。

3-2. 副 免 許

「教員免許法第 6 条別表 4」に基づく本学での修得単位表

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
基本条件	各自の所属学科の基礎免許〔希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士〕を取得のこと	
教科に関する科目	20	20
教職に関する科目 ※取得を希望する副免許教科の 教科教育法	8	4
必要単位数合計	28	24

3-3. 異なる学校種の副免許

「教員免許法施行規則第 6 条第 1 項付表備考 12」に基づく本学での修得単位表

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			
	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状
基本条件	各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと			
教科に関する科目	8	20	20	6
教職に関する科目	30	16 *保健体育は 20	10 *保健体育は 18	20
教科又は教職に関する 科目*	6	8 *保健体育は 4	16 *保健体育 8	10
必要単位数合計	44	44	46	36

*注) 「教科又は教職に関する科目」の詳細については、P85 参照。

*注) 中・高一種免「保健体育」は、他の中高の免許教科と必要単位数が異なります。

*注) 異なる学校種の副免許については P64 及び P73～75 参照。

4. 「教員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

法律に定める科目区分		左記に対応する本学の開設授業科目			
科 目	単位数	授業科目	単位数	開講学年	科目区分
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	1	教養総合科目 人間総合科目群
体 育	2	スポーツ・身体文化ⅠA スポーツ・身体文化ⅠB	1 1	1 1	教養総合科目 基礎科目群
外 国 語 コミュニケーション	2	First Year EnglishⅠ First Year EnglishⅡ	1 1	1 1	教養総合科目 基礎科目群
情報機器の操作	2	コンピュータ技術演習	2	1	教養総合科目 人間総合科目群

5. 「教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

5-1-1. 小学校一種・幼稚園一種免許 必修科目(初等教育学科)

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科　　目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	2	1		教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	2	1		教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	前期	2	2・3			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	2	2・3			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
教育課程論（幼・小）	後期	2	1	小学校のみ必修	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
初等科教育法（国語）	前期	2	2・3			各教科の指導法
初等科教育法（社会）	前期	2	2・3			
初等科教育法（算数）	前期	2	2・3			
初等科教育法（理科）	前期	2	2・3			
初等科教育法（生活）	前期	2	2・3			
初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3			
初等科教育法（図工）	前期	2	2・3			
初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3			
初等科教育法（体育）	前期	2	2・3			
保育内容総論	後期	2	2	幼稚園のみ必修		保育内容の指導法
保育内容（健康）	後期	2	3・4			
保育内容（人間関係）	後期	2	3・4			
保育内容（環境）	後期	2	3・4			
保育内容（言葉）	前期	2	3・4			
保育内容（表現）	後期	2	2			
道徳教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		道徳の指導法
特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		特別活動の指導法
教育の方法と技術（幼・小）	後期	2	3・4			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
児童理解の理論および方法	後期	2	1・2	幼稚園のみ必修		幼児理解の理論及び方法
教育相談	前期	2	3			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教職実践演習	後期	2	4		教職実践演習	
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2	（注2）（注3）	教育実習	
教育実習Ⅱ（幼・小）	後期	2	2	参観実習		
教育実習Ⅲ（幼・小）	後期	2	3	教壇実習		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3			
合計必修単位数		幼稚園 35 単位／小学校 45 単位				

健康体育学科生が副免許「幼稚園・小学校」を取得しようとする場合は、P73 を参照してください。

5-1-2. 小学校一種・幼稚園一種免許 選択科目(初等教育学科)

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	法律に定める科目区分等	
				科目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3	教育の基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育心理学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3		教育課程の意義及び編成の方法
教育学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3	教育課程及び指導法	
授業アセスメント論	半期	2	3	生徒指導、教育相談 進路指導等	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
教育心理学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3		

「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

※ 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

▼教科教育法（2・3年次開講）の履修について

初等科教育法（2・3年次開講は教育実習の前提科目となっています（P76 参照）。

▼「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。

P76・77の「6. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。

「教育実習ⅠA」は2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。従って2年次は0単位となり、可否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。

また、教育実習Ⅱ（参観実習）およびⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

▼「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（DまたはR評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

▼「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P85「8. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

5-2-1. 中学校一種・高等学校一種「保健体育」免許 必修科目(健康体育学科)

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	2	1		教 職 の 意 義 等 に 関 す る 科 目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分 保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	2	1		教 育 の 基 礎 理 論 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及 び思想
発達と学習	前期	2	2・3			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程（障害のある幼児、児童及 び生徒の心身の発達及び学習の過程を 含む。）
教育と社会	後期	2	1			教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項
教育課程論（中・高）	後期	2	1		教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 する 科 目	教育課程の意義及び編成の方法
保健科教育法Ⅰ	前期	2	2			各教科の指導法
保健科教育法Ⅱ	後期	2	2			
体育科教育法Ⅰ	前期	2	2			
体育科教育法Ⅱ	後期	2	2			
道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校のみ必修		道徳の指導法
特別活動の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4			特別活動の指導法
教育の方法と技術（中・高）	前期	2	3			教育の方法及び技術（情報機器及び教 材の活用を含む。）
生徒指導（中・高）	後期	2	2		生徒指導、教 育 相 談 及 び 進 路 指 導 等 に 関 する 科 目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
教育相談	前期	2	3			教育相談（カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教職実践演習	後期	2	4		教職実践演習	
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2		教 育 実 習	
教育実習Ⅱ（中・高）	後期	2	3	参観実習		
教育実習Ⅲ（中・高）	後期	2	3	教壇実習		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3			
合計必修単位数		中学校 35 単位／高等学校 33 単位				

初等教育学科生が副免許「保健体育（中学校・高校）」を取得しようとする場合は、P74 を参照してください。
健康体育学科生が副免許教科「英語・社会（中学校）、英語・地理歴史・公民（高校）」を取得しようとする場合は、P75 を参照してください。

5-2-2. 中学校一種・高等学校一種「保健体育」免許 選択科目(健康体育学科)

本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	法律に定める科目区分等	
				科目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ	半期	2	3	教育の基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育心理学特殊講義Ⅲ	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3	教育課程及び指導法	教育課程の意義及び編成の方法
教育学特殊講義Ⅱ	半期	2	3		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
授業アセスメント論	半期	2	3	生徒指導、教育相談 進路指導等	

「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

▼教科教育法（2 年次開講）の履修について

教科教育法（2 年次開講）は、教育実習の前提科目となっています（P75 参照）。

▼「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P85「8. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

▼「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P75「6. 教育実習の履修方法について」を参照し、1 年次から計画的に履修してください。

「教育実習ⅠA」は2 年次、「教育実習ⅠB」は3 年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3 年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1 単位を認定します。従って2 年次は0 単位となり、可否で成績がつきます。

なお教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。

また、教育実習Ⅱ（参観実習）およびⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

▼「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（D または R 評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

5-3-1. 幼稚園一種免許 必修科目(子ども支援学科)

本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	後期	2	1		教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	前期	2	1		教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	後期	2	1			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	2	3			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
教育課程論（幼）	前期	2	2		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
保育方法論	後期	2	2			
保育内容総論	前期	2	2・3			保育内容の指導法
保育内容（健康）	前期	2	2			
保育内容（人間関係）	前期	2	3			
保育内容（環境）	前期	2	2			
保育内容（言葉）	前期	2	3			
保育内容（表現）	後期	2	2			
教育の方法と技術（幼）	後期	2	3			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
児童理解の理論および方法	後期	2	2		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法
教育相談	前期	2	3			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教職実践演習	後期	2	4		教職実践演習	
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	3		教育実習	
教育実習Ⅱ（参観実習）（幼）	後期	2	3	参観実習		
教育実習ⅠB（事後指導）①	後期	0	3	教壇実習		
教育実習Ⅲ（教壇実習）（幼）	前期	2	4			
教育実習ⅠB（事後指導）②	前期	1	4			
合計必修単位数		幼稚園 37 単位				

5-3-2. 幼稚園一種免許 選択科目(子ども支援学科)

本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科目	各科目に定める必要事項
幼児教育史（保育・教育の歴史と思想）	前期	2	3・4		教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達臨床心理	前期	2	3			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）
カウンセリング概論	後期	2	1		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

「選択科目」を修得した場合、単位は下記「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

5-3-3. 幼稚園一種免許 教科または教職に関する科目(子ども支援学科)】の本学での授業科目及び履修方法

法律に定める 科目区分等 科目	子ども支援学科生の 最低必要単位数 単位数	左記に対応する本学の 開設授業科目			履修方法等
		授業科目	開講学年	単位数	
教科または教職に 関する科目	2	ボランティアと社会参加	1	2	
		重度・重複障害児の教育	2・3	2	
		特別支援教育論	3	2	
		学校・学級経営論	2・3	2	

▼「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P75・76の「6. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。

「教育実習ⅠA」及び「教育実習ⅠB①」は3年次、「教育実習ⅠB②」は4年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、4年次の「教育実習ⅠB②」終了時に1単位を認定します。従って3年次は0単位となり、可否で成績がつきます。

なお、「教育実習ⅠB①」は「教育実習Ⅱ」を行う年度に、「教育実習ⅠB②」は「教育実習Ⅲ」を行う年度に必ずペアで登録してください。

また、教育実習Ⅱ（参観実習）およびⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

▼「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（DまたはR評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「実習の手引き」で確認してください。

▼「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

P85に記載されている「8. 教科又は教職に関する科目」の項は、原則として子ども支援学科生以外の学生が対象となりますので注意してください。

5-4-1. 中学校一種免許状を基礎免許とする者が、〔幼・小一種免許状〕を取得する場合

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	—	1	受講不要	教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分 保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	—	1	受講不要	教育の基礎理 論に関する科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	前期	—	2・3	受講不要		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	—	2・3	受講不要		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項
教育課程論（幼・小）	後期	2	1	幼稚園・小学校必修	教育課程及び 指導法に関す る科目	教育課程の意義及び編成の方法
初等科教育法（国語）	前期	2	2・3	小学校のみ必修		各教科の指導法
初等科教育法（社会）	前期	2	2・3			
初等科教育法（算数）	前期	2	2・3			
初等科教育法（理科）	前期	2	2・3			
初等科教育法（生活）	前期	2	2・3			
初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3			
初等科教育法（図工）	前期	2	2・3			
初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3			
初等科教育法（体育）	前期	2	2・3			
保育内容総論	後期	2	2	幼稚園のみ必修		保育内容の指導法
保育内容（健康）	後期	2	3・4			
保育内容（人間関係）	後期	2	3・4			
保育内容（環境）	後期	2	3・4			
保育内容（言葉）	前期	2	3・4			
保育内容（表現）	前期	2	3・4			
道德教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		道德の指導法
特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		特別活動の指導法
教育の方法と技術（幼・小）	後期	2	3・4	幼稚園・小学校必修		教育の方法及び技術（情報機器及び教 材の活用を含む。）
生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修	生徒指導、教 育相談及び進 路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法
児童理解の理論および方法	後期	2	1・2	幼稚園のみ必修		進路指導の理論及び方法
教育相談	前期	—	3	受講不要		幼児理解の理論及び方法
教職実践演習	後期	—	4	受講不要	教職実践演習	教育相談（カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	2	受講不要	教育実習	
教育実習Ⅱ（参観実習）（幼・小）	後期	2	2	幼稚園・小学校必修		
教育実習Ⅲ（教壇実習）	後期	—	3	受講不要		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	3	受講不要		
合計必修単位数		小学校 30 単位／幼稚園 20 単位				

5-4-2. 幼・小一種免許状取得希望者の選択科目

本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	法律に定める科目区分等	
				科目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3	教育の基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育心理学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3	教育課程及び指導法	教育課程の意義及び編成の方法
教育学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3		
授業アセスメント論	半期	2	3	生徒指導、教育相談 進路指導等	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教育心理学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3		

「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

※ 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

5-5-1. 小学校一種免許状を基礎免許とする者が、〔中・高一種免許状〕を取得する場合

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	—	1	受講不要	教 職 の 意 義 等 に 関 す る 科 目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分 保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	—	1	受講不要	教 育 の 基 礎 理 論 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	前期	—	2・3	受講不要		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	—	2・3	受講不要		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項
教育課程論（中・高）	後期	2	1	保健体育(中高)のみ必修	教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 す る 科 目	教育課程の意義及び編成の方法
国語科教育法Ⅰ	通年	4	2	中学校のみ必修 （取得希望免許の教科 教育法のみ受講可）		各教科の指導法
英語科教育法Ⅰ	通年	4	2			
社会科教育法	通年	4	2			
国語科教育法Ⅱ	通年	4	3	中学・高等学校必修 （取得希望免許の教科 教育法のみ受講可）		各教科の指導法
英語科教育法Ⅱ	通年	4	3			
社会科・地理歴史科教育法	通年	4	3			
社会科・公民科教育法	通年	4	3			
保健科教育法Ⅰ	前期	2	2	保健体育(中高)のみ必修		各教科の指導法
保健科教育法Ⅱ	後期	2	2			
体育科教育法Ⅰ	前期	2	2			
体育科教育法Ⅱ	後期	2	2			
道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校のみ必修		道徳の指導法
特別活動の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学・高等学校必修		特別活動の指導法
教育の方法と技術（中・高）	前期	2	3	保健体育(中高)のみ必修		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導（中・高）	後期	2	2	中学・高等学校必修	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
教育相談	前期	—	3	受講不要	教職実践演習	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教職実践演習	後期	—	4	受講不要		
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	3	受講不要	教 育 実 習	
教育実習Ⅱ（参観実習）（中・高）	後期	2	3	中学・高等学校必修		
教育実習Ⅲ（教壇実習）（中・高）	前期	—	4	受講不要		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	4	受講不要		
合計必修単位数		中学校 16 単位／高等学校 10 単位（保健体育のみ中学校 20 単位／高等学校 18 単位）				

5-5-2. 中・高一種免許状取得希望者の選択科目

本学開講科目名	開講	単 位 数	開講 学年	法律に定める科目区分等	
				科 目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3	教 育 の 基 礎 理 論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ※	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育心理学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ※	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3	教 育 課 程 及 び 指 導 法	教育課程の意義及び編成の方法
教育学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3		
授業アセスメント論	半期	2	3	生 徒 指 導 、 教 育 相 談 進 路 指 導 等	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法
教育心理学特殊講義Ⅱ※	半期	2	3		

「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

5-6. 中・高等学校一種免許状を基礎免許とする者が、〔中・高一種免許状〕を副免許として取得する場合

本学開講科目名	開講	単位 数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	—	1	受講不要	教 職 の 意 義 等 に 関 す る 科 目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分 保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	—	1	受講不要	教 育 の 基 礎 理 論 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想
発達と学習	前期	—	2・3	受講不要		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習 の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	—	2・3	受講不要		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項
教育課程論（中・高）	後期	—	1	受講不要	教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 す る 科 目	教育課程の意義及び編成の方法
英語科教育法Ⅰ 社会科教育法	通年 通年	4 4	2 2	中学校のみ必修 （取得希望免許の教科 教育法のみ受講可）		各教科の指導法
英語科教育法Ⅱ 社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法	通年 通年 通年	4 4 4	3 3 3	中学・高等学校必修 （取得希望免許の教科 教育法のみ受講可）		各教科の指導法
道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	—	3・4	受講不要		道徳の指導法
特別活動の理論と方法（中・高）	前期	—	3・4	受講不要		特別活動の指導法
教育の方法と技術（中・ 高）	後期	—	3・4	受講不要		教育の方法及び技術（情報機器及び教材 の活用を含む。）
生徒指導（中・高）	後期	—	2	受講不要		生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
教育相談	前期	—	3	受講不要	生 徒 指 導、教 育 相 談 及 び 進 路 指 導 等 に 関 す る 科 目	教育相談（カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。）の理論及び方法
教職実践演習	後期	—	4	受講不要	教 職 実 践 演 習	
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	3	受講不要	教 育 実 習	
教育実習Ⅱ（参観実習）（中・高）	後期	—	3	受講不要		
教育実習Ⅲ（教壇実習）（中・高）	前期	—	4	受講不要		
教育実習ⅠB（事後指導）	前期	—	4	受講不要		
合計必修単位数		中学校 8 単位／高等学校 4 単位				

5-7. 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習

▼「教育実習」の単位認定

異なる学校種の副免許取得のためには「教育実習Ⅱ」（＝2 週間以上の実習）が必須です。基礎免許で既に「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、次のとおり、再度 2 週間以上の実習が必要となります。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

初等教育学科生が「中学校・高等学校」免許の修得を希望する場合、既に小学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度、中学校もしくは高等学校において「教育実習Ⅱ」（＝2 週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません。（「教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB」については、小学校免許取得のために修得した単位が流用できます）

健康体育学科生が「小学校・幼稚園」免許の取得を希望する場合、既に中学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度小学校において「教育実習Ⅱ」（＝2 週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません（「教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB」については、中学校免許取得のために修得した単位が流用できます）。

【注意】基礎免許と同一学校種の副免許取得の場合は、**教育実習を再度行う必要はありません。**

例：「中学保健体育」を基礎免許として修得中の健康体育学科生が、「中学英語」を副免許として取得しようとする場合、必要な単位は教科に関する科目 20 単位と教科教育法 8 単位のみとなります。

（必要単位は P66 教員免許法第 6 条別表 4 【副免許】 参照）

6. 教育実習の履修方法について

6-1. 取得希望免許ごとに必要な教育実習

取得希望免許状	履修が必要な教育実習科目	現場実習期間	単位数	介護等体験*
小学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間
中学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間
高等学校（保健体育）のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	
幼稚園のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	

* 介護等体験についてはP86「9. 介護等体験について」参照してください。

6-2. 授業科目の構成及び履修条件

▼中学校・高等学校課程 保健体育免許

科目名	開講年次	認定単位数		履修（参加）条件
		中一種	高一種	
教育実習ⅠA	2年前期 （事前指導）	—	—	「教職論」「教育の原理」「教育課程論」「教育と社会」「運動学」「人間開発基礎論Ⅱ」のうち3科目6単位以上を修得していること。
教育実習Ⅱ （注1）	3年 （参観実習）*	2		ア）「教職論」2単位を修得していること。 イ）「体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」「保健科教育法Ⅰ・Ⅱ」の4科目8単位を修得していること。 ウ）教育実習ⅠAに合格していること。
教育実習Ⅲ （注1）	3年 （教壇実習）*	2	2	「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	1	「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を履修していること。

* 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

* 教育実習は、特別な事情がない限り各自の出身校にて行うことを原則とします。

* 教育実習は、基礎免許教科で行うことを原則とします。

▼小学校課程

科目名	開講年次	認定単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	2年前期 （事前指導）	—	1年次終了までに、「教職論」2単位を修得していること。ただし、2年次前期の並行履修を認める。
教育実習Ⅱ	2年後期 （主として 参観実習）*	2	2年次前期終了までに、 （ア）「教育の原理」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 （イ）2・3年次開講の初等科教育法3科目以上を修得していること。 （ウ）「教育実習ⅠA」を履修、または修得していること。
教育実習Ⅲ	3年後期 （参観および 教壇実習）*	2	3年次前期終了までに、 ア）「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得または履修していること。 イ）2年次前期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ）初等科教育法9科目のうち5科目を修得していること。 エ）「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	履修条件は「教育実習Ⅲ」と同じ。

* 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

▼幼稚園課程: 初等教育学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	2年後期 (事前指導)	－	「教職論」2単位を履修していること。
教育実習Ⅱ	3年前期 (主として 参観実習) *	2	2年次後期終了までに、 ア) 「教育の原理」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ) 保育内容の指導に関する科目6科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ) 「教育実習ⅠA」を履修していること。
教育実習Ⅲ	3年後期 (参観および 教壇実習) *	2	3年次前期終了までに、 ア) 「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得または履修していること。 イ) 2年次後期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ) 保育内容の指導に関する科目6科目のうち3科目6単位以上を修得していること。 エ) 「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB	3年後期 (事後指導)	1	履修条件は「教育実習Ⅲ」と同じ。

▼幼稚園課程: 子ども支援学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	3年前期 (事前指導)	－	「教職論」2単位を履修していること。
教育実習Ⅱ	3年後期 (主として 参観実習) *	2	ア) 「教育の原理」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ) 保育内容の指導に関する科目6科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ) 「教育実習ⅠA」を履修していること。
教育実習ⅠB①	3年後期	－	履修条件は「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習Ⅲ	4年前期 (参観および 教壇実習) *	2	ア) 「教育の原理」「発達と学習」の2科目4単位を修得していること。「教育と社会」を履修していること。 イ) 3年次前期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ) 保育内容の指導に関する科目6科目のうち3科目6単位以上を修得していること。 エ) 「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB②	4年前期 (事後指導)	1	履修条件は「教育実習Ⅲ」と同じ。

* 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

7. 「教科に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

7-1. 小学校一種

免許法施行規則に定める 科目区分等	初等教育学科		
	左記に対応する開設授業科目		
科 目	授業科目	単位数	必要単位数
国語 (書写を含む)	◎国語概説	2	計8単位以上
	児童文学	2	
社会	社会科概説	2	
算数	算数概説	2	
理科	理科概説	2	
	理科実験・観察方法論	2	
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
図画工作	図工概説	2	
家庭	家庭科概説	2	
体育	体育概説	2	

◎印＝必修科目

7-2. 幼稚園一種

免許法施行規則に定める 科目区分等	初等教育学科			子ども支援学科		
	左記に対応する開設授業科目			左記に対応する開設授業科目		
科 目	授業科目	単位数	必要 単位数	授業科目	単位数	必要 単位数
国語	◎国語概説	2	計6単位 以上	◎国語概説	2	計6単位 以上
算数	算数概説	2		◎算数概説	2	
生活	生活科概説	2		◎生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2		◎音楽概説 歌唱とリズム	2 2	
図画工作	図工概説	2		◎図工概説	2	
体育	体育概説	2		◎体育概説	2	

◎印＝必修科目

注) 健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、**初等教育学科**の欄より科目を履修してください。

7-3 保健体育（中学校一種・高等学校一種）

	健康体育学科			
免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
科 目	授業科目	単位数	必要単位数	
体育実技	△運動方法基礎実習球技系Ⅰ	1	球技系、表現系、 武道系より各1単 位を含む5単位以 上	
	△運動方法基礎実習球技系Ⅱ	1		
	△運動方法基礎実習球技系Ⅲ	1		
	△運動方法基礎実習球技系Ⅳ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅰ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅱ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅲ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅳ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅴ	1		
	△運動方法基礎実習武道系Ⅰ	1		
	△運動方法基礎実習武道系Ⅱ	1		
	△運動方法基礎実習武道系Ⅲ	1		
「体育原理、体育心理学、体 育経営管理学、体育社会学」 及び運動学（運動方法学を 含む。）	△体育原理	2	2 単位以上	計 20 単位以上
	△体育心理学	2		
	△体育経営管理論	2		
	△体育社会学	2		
	◎運動学	2	2 単位以上	
	スポーツ行政論	2		
組織・リーダーシップ論	2			
生理学（運動生理学を含 む。）	◎人間開発基礎論Ⅱ（ヒトのしくみとはたらき）	2	2 単位以上	
	疲労・休養の科学	2		
衛生学及び公衆衛生学	◎衛生学・公衆衛生学	2	2 単位以上	
	保健社会学	2		
	健康管理論	2		
学校保健（小児医療、精神 保健、学校安全及び救急処 置を含む。）	◎学校保健	2	6 単位以上	
	小児医療	2		
	メンタルヘルス	2		
	◎安全教育	2		
	◎救急法	2		

◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目

7-4. 国語（中学校一種・高等学校一種）

		日本文学科	
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
国語学 （音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	各分野からそれぞれ1単位以上計20単位 （ただし高等学校を取得するものは書道を含めず20単位以上を取得すること。）	◎ 日本語学概説Ⅰ	2
		◎ 日本語学概説Ⅱ	2
		日本語学講読Ⅰ	2
		日本語学講読Ⅱ	2
		日本語史Ⅰ	2
		日本語史Ⅱ	2
		言語学概論Ⅰ	2
		言語学概論Ⅱ	2
		日本語音声学Ⅰ	2
		日本語音声学Ⅱ	2
		日本語学演習Ⅰ（＊）	4
		日本語学演習Ⅱ（＊）	4
		日本語学演習Ⅲ（＊）	4
		言語学演習（＊）	4
		◎ 日本文学概説Ⅰ	2
		◎ 日本文学概説Ⅱ	2
		日本文学講読Ⅰ	2
		日本文学講読Ⅱ	2
		△ 日本文学史Ⅰ	2
		△ 日本文学史Ⅱ	2
		△ 日本時代文学史Ⅰ	2
		△ 日本時代文学史Ⅱ	2
		伝承文学概説Ⅰ	2
		伝承文学概説Ⅱ	2
		伝承文学講読Ⅰ	2
		伝承文学講読Ⅱ	2
		伝承文学史Ⅰ	2
		伝承文学史Ⅱ	2
		日本文学演習Ⅰ（＊）	4
		日本文学演習Ⅱ（＊）	4
		日本文学演習Ⅲ（＊）	4
		伝承文学演習Ⅰ（＊）	4
		伝承文学演習Ⅱ（＊）	4
		伝承文学演習Ⅲ（＊）	4
		伝承文学演習Ⅳ（＊）	4
漢文学		◎ 漢文学概説	2
		漢文学講読Ⅰ	2
		漢文学講読Ⅱ	2
書道 （書写を中心とする。）		◎ 書道 （中学校のみ使用可）	4

◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目（各分野の中で1科目以上修得すること）

注）（＊）のついている科目は日本文学科生以外履修できません。

7-5. 英語（中学校一種・高等学校一種）

		外国語文化学科	
免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
英語学	各分野から それぞれ 1 単位以上計 20 単位 以上	△ 外国語学Ⅰ（英語）	2
		△ 外国語学Ⅱ（英語）	2
		英米語研究Ⅰ	2
		英米語研究Ⅱ	2
		英文法（*）	2
英米文学		◎ 外国文学Ⅰ（英）	2
		◎ 外国文学Ⅱ（米）	2
		外国文学史Ⅰ（英）	2
		外国文学史Ⅱ（米）	2
英語 コミュニケーション		英語演習Ⅰ（*）	2
		英語演習Ⅱ（*）	2
		英語演習ⅢA（*）	2
		英語演習ⅢB（*）	2
		英語演習ⅣA（*）	2
		英語演習ⅣB（*）	2
		△ コミュニケーション演習Ⅰ（英語）	2
		△ コミュニケーション演習Ⅱ（英語）	2
		異文化理解	△ 英米現代事情Ⅰ
△ 英米現代事情Ⅱ			2
英米地域文化論Ⅰ			2
英米地域文化論Ⅱ			2

◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目（各分野の中で1科目以上修得すること）

注）（*）のついている科目は外国語文化学科生以外履修できません。

注）上記科目は、原則として昼間時間帯のみの開講となります。

7-6. 社会（中学校一種）

		哲学科	
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び 外国史	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位	◎日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ ◎東洋史概論Ⅰ 東洋史概論Ⅱ ◎西洋史概論Ⅰ 西洋史概論Ⅱ 日本経済史 近代日本経済史 西洋経済史 近代西洋経済史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
地理学 （地誌を 含む。）		◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2
「法学、 政治学」		△ 憲法 △ 政治学概論 国際法の基礎 国際紛争処理法 国際政治 A 国際政治 B	4 2 2 2 2 2
「社会学、 経済学」		△ 社会学 A △ 社会学 B △ 社会経済学入門 △ 経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2
「哲学、 倫理学、 宗教学」		△哲学概論 A △哲学概論 B △倫理学 A △倫理学 B △宗教学 哲学演習（*） 西洋哲学史ⅠA 西洋哲学史ⅠB 西洋哲学史ⅡA 西洋哲学史ⅡB	2 2 2 2 4 4 2 2 2 2

◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目（各分野の中で 1 科目以上修得すること）

注）（*）のついている科目は哲学科生以外履修できません。

7-7. 地理歴史 (高等学校一種)

		史学科	
免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目	単位数	授業科目	単位数
日本史		◎日本史概論Ⅰ	2
		日本史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ(日本史) (＊)	2
		史学展開演習Ⅱ(日本史) (＊)	2
		史学応用演習(日本史) (＊)	4
		史学展開演習Ⅰ(考古学) (＊)	2
		史学展開演習Ⅱ(考古学) (＊)	2
		史学応用演習(考古学) (＊)	4
		日本時代史Ⅰ	2
		日本時代史Ⅱ	2
		日本時代史Ⅲ	2
		日本時代史Ⅳ	2
		日本時代史Ⅴ	2
		日本時代史Ⅵ	2
		日本時代史Ⅶ	2
		日本時代史Ⅷ	2
外国史	各分野からそれぞれ 1 単位以上計 20 単位以上	◎東洋史概論Ⅰ	2
		東洋史概論Ⅱ	2
		◎西洋史概論Ⅰ	2
		西洋史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ(外国史) (＊)	2
		史学展開演習Ⅱ(外国史) (＊)	2
		史学応用演習(外国史) (＊)	4
		東洋地域史Ⅰ	2
		東洋地域史Ⅱ	2
		東洋地域史Ⅲ	2
		東洋地域史Ⅳ	2
		西洋地域史Ⅰ	2
		西洋地域史Ⅱ	2
		西洋地域史Ⅲ	2
		西洋地域史Ⅳ	2
		人文地理学 及び 自然地理学	
◎自然地理学	2		
史学展開演習Ⅰ(地域文化と景観) (＊)	2		
史学展開演習Ⅱ(地域文化と景観) (＊)	2		
史学応用演習(地域文化と景観) (＊)	4		
地 誌		◎地誌学	2

◎印＝必修科目

注) (*) のついている科目は史学科生以外履修できません。

		哲学科	
免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目	単位数	授業科目	単位数
「法律学 （国際法を 含む。）、 政治学 （国際政治 を含む。）」		△ 憲法	4
		△ 政治学概論	2
		国際法の基礎	2
		国際紛争処理法	2
		国際政治 A	2
		国際政治 B	2
「社会学、 経済学 （国際経済 を含む。）」	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以 上	△ 社会学 A	2
		△ 社会学 B	2
		△ 社会経済学入門	2
		△ 経済原論	2
		国際経済	2
		地域経済統合	2
		公共部門と財政	2
		社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障	2
「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」		△ 哲学概論 A	2
		△ 哲学概論 B	2
		△ 倫理学 A	2
		△ 倫理学 B	2
		△ 宗教学	4
		△ 心理学 A	2
		△ 心理学 B	2
		哲学演習 (*)	4
		西洋哲学史 I A	2
		西洋哲学史 I B	2
		西洋哲学史 II A	2
		西洋哲学史 II B	2

△印＝選択必修科目（各分野の中で1科目以上修得すること）

※（*）のついている科目は哲学科生以外履修できません。

8. 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低必要単位数は、本学では小学校 6 単位、中学校 8 単位（保健体育は 4 単位）、高等学校 16 単位（保健体育は 6 単位）、幼稚園 10 単位（子ども支援学科生は 2 単位）です。本学では、この区分の科目として「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合**必修科目**、高等学校教員免許状のみを取得する場合**選択科目**として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

法律に定める 科目区分等	本学における 最低必要単位数	左記に対応する本学の 開設授業科目			履修方法等
科 目	単位数	授業科目	開講 学年	単位数	
教科又は教職 に関する科目	小学校 6 注 1)	児童英語基礎指導論	1	2	初等教育学科のみ履修可 (専門教育科目の必修科目)
		外国語活動指導法	2	2	初等教育学科のみ履修可 (専門教育科目の選択科目)
		ボランティアと社会参加 注 3)	1	2	半期 小学校必修
	中学校 8 保健体育は 4 注 2)	ボランティアと社会参加 注 3)	1	2	半期 中学校必修
	高等学校 16 保健体育は 6 注 2)				
	幼稚園 10				

注 1) 小学校については、「教職に関する科目」の余剰分（4 単位）を差し引いた単位数。

注 2) 基礎免許で保健体育を取得する場合は、「教職に関する科目」の余剰分（中学 4 単位・高校 10 単位）を差し引いた単位数となる。ただし、異なる学校種の副免許で取得する場合は、必要単位数が異なるので P65 参照のこと。

注 3) 「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者は、介護等体験を行う前年度までに修得すること。介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

※子ども支援学科生が幼稚園を取得する場合は、上記と履修方法が異なります。P72 を参照してください。

≪「教科又は教職に関する科目」の充当方法≫

- ① 「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」（各 2 単位）
- ② 「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③ 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ④ 高等学校教員免許状を取得するものが修得した「道德教育の理論と方法」を取得した場合
- ⑤ 「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、中学校・高等学校は 20 単位、小学校は 8 単位、幼稚園は 6 単位（子ども支援学科生は 12 単位）を超えて修得した単位数

①+②+③+⑤	=	小学校	6 単位	以上
②+③+⑤	=	中学校	8 単位	以上 *保健体育は 4 単位以上
②+③+④+⑤	=	高等学校	16 単位	以上 *保健体育は 6 単位以上
②+③+⑤	=	幼稚園	10 単位	以上 *子ども支援学科生は 2 単位以上

注) 各免許課程とも、必ずしも①～⑤すべての分野から充当する必要はありません。

9. 介護等体験について

9-1. 介護等体験とは

平成 10 年 4 月より、小学校および中学校教員免許状の申請の際には、介護等体験特例法に基づく介護等体験に関する証明書の添付が義務付けられました。

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や、高齢者等に対する介護、介助や、これらの人達との交流等の体験を行わせること。」を目的としています。

9-2. 介護等体験の内容

いわゆる介護、介助のほか、障害者や高齢者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接に接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要なとされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容・状況に応じ、幅広い体験が考えられる、とされています。

9-3. 受入施設と体験期間

① 特別支援学校・養護学校	2 日間
② 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等）	5 日間
	計 7 日間

9-4. 介護等体験申し込み手続き

介護等体験は卒業までに体験すればよいことですが、3 年次以降は教育実習があること等を考慮し、2 年生のときに体験することを原則としています。

具体的には、1 年次（体験の前年度）に数回のガイダンスを行い、そのなかで申し込み手続きがおこなわれます。このガイダンスは事前指導会を兼ねますので、全回出席しなければ翌年度、介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者は掲示に注意し、必ずガイダンスを受けるようにしてください。

なお、2 年次（体験実施年）にもガイダンスがあり、全回出席しなければなりません。

ガイダンスとは別に「教科又は教職に関する科目」である『ボランティアと社会参加』（1 年次開講・2 単位）は **体験に参加する前年に受講し修得すること**。修得して初めて「介護等体験」に参加する資格を得ることになります。

注 1) なお、特別支援学校および社会福祉施設への受け入れの依頼は大学が一括して行います。

注 2) 「セメスター留学」に参加する学生は、3 年次に 1 年目のガイダンスに参加し、4 年次に体験に参加することになります。

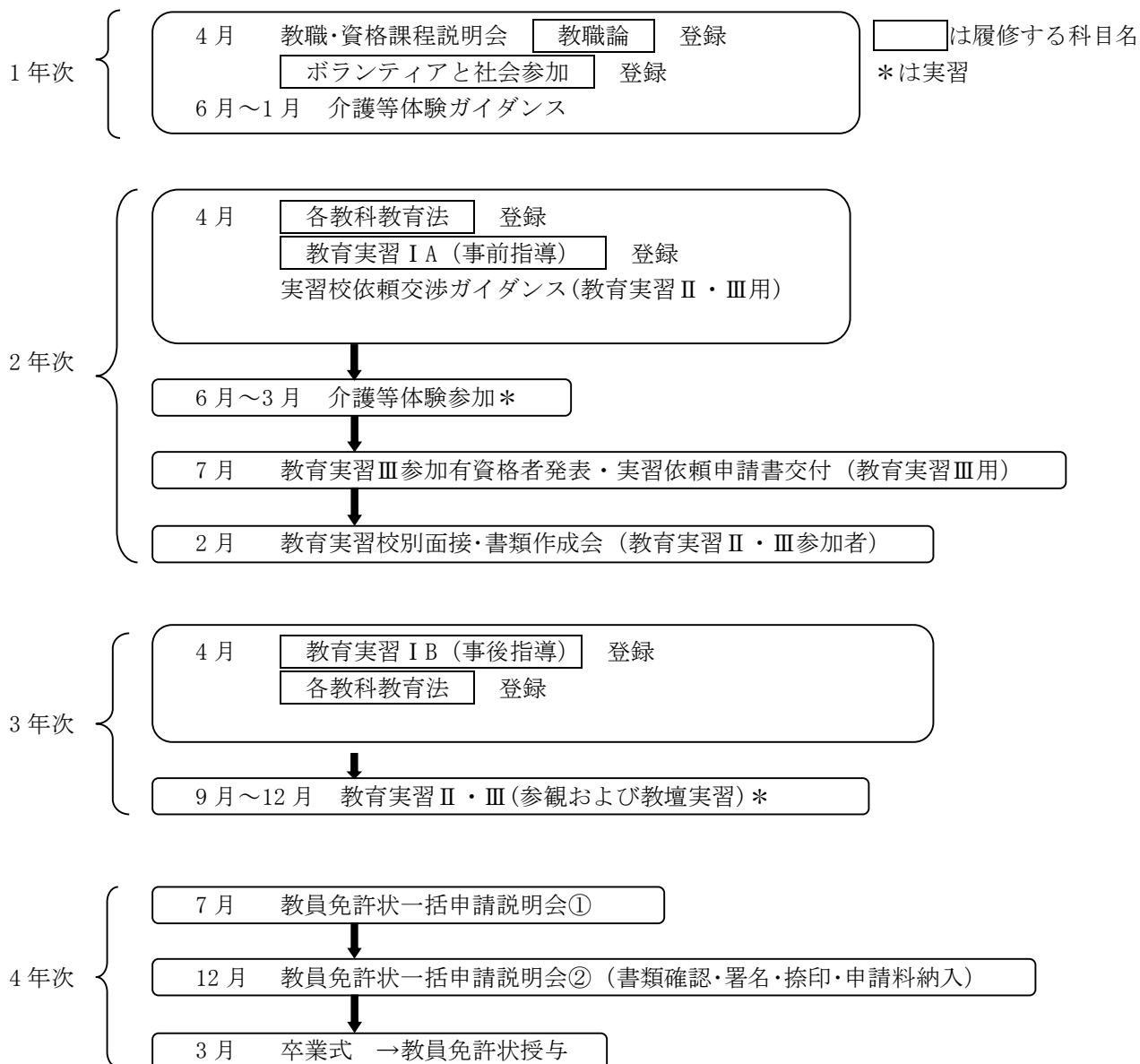
9-5. 介護等体験を必要としない人

小・中学校教諭免許状取得希望者で下記に該当する方は、事前にたまプラーザ事務課に申し出てください。

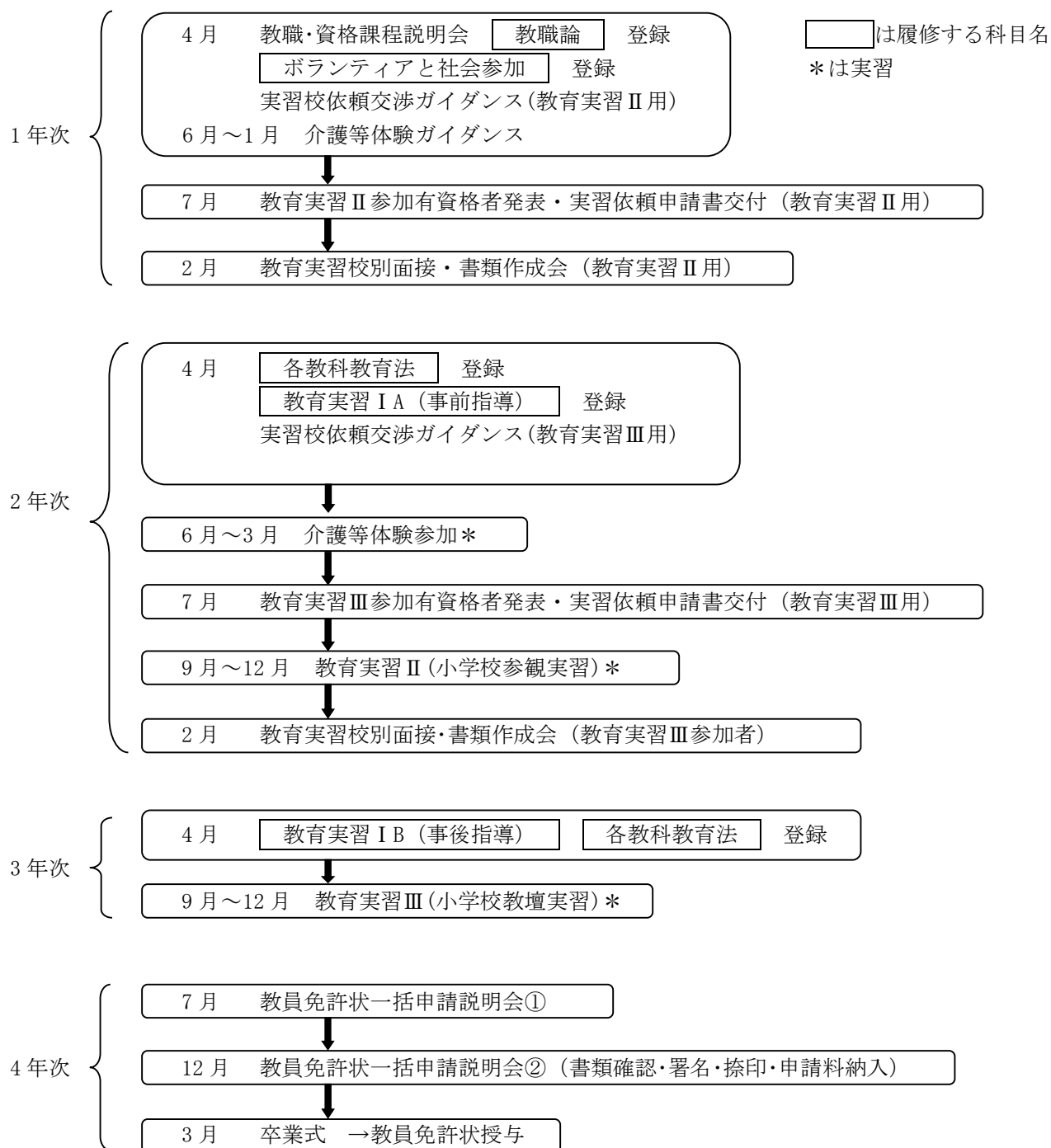
- A. 平成 10 年 3 月 31 日以前に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与された者及び、同日現在から継続して大学・大学院に正規課程の学生として在学中の者。
- B. 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、以上のいずれかの免許を受けている者。社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
- C. 身体障害者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級である者として記載されている者。

10. 教育職員免許状取得までの主な行事予定

10-1. 教育実習を3年次にすべて行う場合(小学校免許状および中学校・高校 保健体育科免許状取得希望者のみ)



10-2. 教育実習を2年次に2週間・3年次に2週間行う場合(小学校免許状取得希望者のみ)



10-3. 幼稚園免許状取得希望者が教育実習を行う場合(子ども支援学科のみ)

